

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
健康医療部 健康推進室	<p>管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、二重登録のまま承認されたものがあつた。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなつていた。</p> <table border="1" data-bbox="516 638 1546 814"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">旅行日</th> <th colspan="2">旅行命令</th> <th rowspan="2">過払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和元年 6月12日</td> <td>令和元年 6月11日</td> <td>令和元年 6月11日</td> <td>560円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	旅行日	旅行命令		過払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和元年 6月12日	令和元年 6月11日	令和元年 6月11日	560円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>過払旅費については、監査後に戻入手続を行い返納済みである。 今後、承認者は承認時に二重登録がないか等、旅費明細内訳書の確認を徹底することにより適正な事務処理を行うこととし、室内全職員に対しても、適正処理について周知徹底を図つた。</p>
職員	旅行日			旅行命令			過払旅費額								
		当初入力日	重複入力日												
A	令和元年 6月12日	令和元年 6月11日	令和元年 6月11日	560円											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容																																																																																										
健康医療部 健康推進室	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが17件あった。</p> <table border="1" data-bbox="454 573 1590 1570"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東京都</td><td>平成31年4月25日から 同月26日まで</td><td>37,940円</td><td>1人</td><td>令和元年6月24日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成31年4月25日から 同月26日まで</td><td>37,980円</td><td>1人</td><td>令和元年6月24日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成31年4月25日から 同月26日まで</td><td>37,940円</td><td>1人</td><td>令和元年6月24日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>令和元年5月25日</td><td>29,320円</td><td>1人</td><td>令和元年7月3日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>令和元年6月3日</td><td>29,300円</td><td>1人</td><td>令和元年12月9日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>令和元年7月1日</td><td>29,240円</td><td>1人</td><td>令和元年8月9日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>令和元年7月1日</td><td>29,800円</td><td>1人</td><td>令和元年8月9日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>令和元年7月3日</td><td>29,240円</td><td>1人</td><td>令和元年8月28日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>令和元年7月3日</td><td>29,700円</td><td>1人</td><td>令和元年8月28日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>令和元年7月4日</td><td>29,260円</td><td>1人</td><td>令和元年8月28日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>令和元年7月4日</td><td>29,240円</td><td>1人</td><td>令和元年8月29日</td></tr> <tr><td>埼玉県</td><td>令和元年7月8日</td><td>29,980円</td><td>1人</td><td>令和元年9月10日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>令和元年10月4日</td><td>29,480円</td><td>1人</td><td>令和元年11月15日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>令和元年10月4日</td><td>30,320円</td><td>1人</td><td>令和元年11月15日</td></tr> <tr><td>福井県</td><td>令和元年10月11日</td><td>13,420円</td><td>1人</td><td>令和元年11月12日</td></tr> <tr><td>福井県</td><td>令和元年10月11日</td><td>11,280円</td><td>1人</td><td>令和元年11月12日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>令和2年1月31日</td><td>29,780円</td><td>1人</td><td>令和2年3月11日</td></tr> </tbody> </table>					出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	東京都	平成31年4月25日から 同月26日まで	37,940円	1人	令和元年6月24日	東京都	平成31年4月25日から 同月26日まで	37,980円	1人	令和元年6月24日	東京都	平成31年4月25日から 同月26日まで	37,940円	1人	令和元年6月24日	東京都	令和元年5月25日	29,320円	1人	令和元年7月3日	東京都	令和元年6月3日	29,300円	1人	令和元年12月9日	東京都	令和元年7月1日	29,240円	1人	令和元年8月9日	東京都	令和元年7月1日	29,800円	1人	令和元年8月9日	東京都	令和元年7月3日	29,240円	1人	令和元年8月28日	東京都	令和元年7月3日	29,700円	1人	令和元年8月28日	東京都	令和元年7月4日	29,260円	1人	令和元年8月28日	東京都	令和元年7月4日	29,240円	1人	令和元年8月29日	埼玉県	令和元年7月8日	29,980円	1人	令和元年9月10日	東京都	令和元年10月4日	29,480円	1人	令和元年11月15日	東京都	令和元年10月4日	30,320円	1人	令和元年11月15日	福井県	令和元年10月11日	13,420円	1人	令和元年11月12日	福井県	令和元年10月11日	11,280円	1人	令和元年11月12日	東京都	令和2年1月31日	29,780円	1人	令和2年3月11日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>室内全職員に対し、旅費の概算払を受けた場合の精算手続について周知徹底した。</p> <p>また、総務事務担当者は精算漏れがないか随時確認し、未精算となっているものについては、個別に手続を促すこととした。</p> <p>今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																																																																																													
東京都	平成31年4月25日から 同月26日まで	37,940円	1人	令和元年6月24日																																																																																													
東京都	平成31年4月25日から 同月26日まで	37,980円	1人	令和元年6月24日																																																																																													
東京都	平成31年4月25日から 同月26日まで	37,940円	1人	令和元年6月24日																																																																																													
東京都	令和元年5月25日	29,320円	1人	令和元年7月3日																																																																																													
東京都	令和元年6月3日	29,300円	1人	令和元年12月9日																																																																																													
東京都	令和元年7月1日	29,240円	1人	令和元年8月9日																																																																																													
東京都	令和元年7月1日	29,800円	1人	令和元年8月9日																																																																																													
東京都	令和元年7月3日	29,240円	1人	令和元年8月28日																																																																																													
東京都	令和元年7月3日	29,700円	1人	令和元年8月28日																																																																																													
東京都	令和元年7月4日	29,260円	1人	令和元年8月28日																																																																																													
東京都	令和元年7月4日	29,240円	1人	令和元年8月29日																																																																																													
埼玉県	令和元年7月8日	29,980円	1人	令和元年9月10日																																																																																													
東京都	令和元年10月4日	29,480円	1人	令和元年11月15日																																																																																													
東京都	令和元年10月4日	30,320円	1人	令和元年11月15日																																																																																													
福井県	令和元年10月11日	13,420円	1人	令和元年11月12日																																																																																													
福井県	令和元年10月11日	11,280円	1人	令和元年11月12日																																																																																													
東京都	令和2年1月31日	29,780円	1人	令和2年3月11日																																																																																													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容
健康医療部 健康推進室 健康づくり課	府有財産の賃貸借契約に伴う貸付状況について、公有財産台帳に更新登録を行っていないものがあつた。 施設名：大阪がん循環器病予防センター						検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。	是正を求められた事項について、公有財産台帳管理システムにて貸付内容の更新登録を行った。 今後は、大阪府公有財産規則等に基づき、適正な事務処理を行う。
	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間（※）		
	建物	5142.32㎡	非営利	大阪がん循環器病予防検診センター	免除	H31.4.1 ～ R4.3.31		
	建物	66.25㎡	非営利	公益財団法人大阪府保健医療財団本部	誤) 982,360円 正) 987,760円	H31.4.1 ～ R4.3.31		
土地	2178.51㎡	非営利	大阪がん循環器病予防検診センター用地	免除	H31.4.1 ～ R4.3.31			
(※) 公有財産台帳では貸付期間が、「H27.4.1～H31.3.31」のまま放置されていた。						【大阪府公有財産規則】 (貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があつたときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）